

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定（前期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成三十年三月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施する検定職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

1 一級及び二級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、左官（左官作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 単一等級

製麺（手延べ干し麺製造作業）

二 実施期日及び実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成三十年六月五日（火）から同年九月九日（日）までの間において、別途奈良職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 実施場所

別途奈良職業能力開発協会から通知します。

(三) 問題の公表

実技試験の問題は、平成三十年五月二十九日（火）以降、奈良職業能力開発協会において閲覧に供するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

(四) 手数料

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）で定める額とします。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種	実施期日
三級造園（造園工事作業）、三級機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシンングセンタ作業）、三級仕上げ（機械組立仕上げ作業）、三級機械検査（機械検査作業）、三級電子機器組立て（電子機器組立て作業）、三級左官（左官作業）及び三級フラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成三十年七月十五日（日）
一級及び二級造園（造園工事作業）、一級及び二級金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭	平成三十年八月十九日（日）

<p>窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業        )、一級及び二級プラスチック成形(射出成形        作業)、一級及び二級塗装(建築塗装作業及び        金属塗装作業)、三級金属熱処理(一般熱処理        作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周        波・炎熱処理作業)並びに単一等級製麺(手延        べ干し麺製造作業)</p>	
<p>一級及び二級機械加工(普通旋盤作業、数値制        御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライ        ス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及        びマシニングセンタ作業)、一級及び二級鉄工        (構造物鉄工作業)、一級及び二級電子機器組        立て(電子機器組立て作業)、一級及び二級建        設機械整備(建設機械整備作業)、一級及び二        級家具製作(家具手加工作業)、一級及び二級        建具製作(木製建具手加工作業)、一級及び二        級印刷(オフセット印刷作業)、一級及び二級        左官(左官作業)、一級及び二級畳製作(畳製        作作業)、一級及び二級内装仕上げ施工(プラ        スチック系床仕上げ工事作業)並びに一級及び        二級広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ        作業)</p>	<p>平成三十年八月二十六日        (日)</p>
<p>一級及び二級写真(肖像写真デジタル作業)</p>	<p>平成三十年八月二十九日        (水)</p>
<p>一級及び二級放電加工(数値制御彫り放電加        工作業及びワイヤ放電加工作業)、一級及び二        級建築板金(内外装板金作業)、一級及び二級</p>	<p>平成三十年九月二日(日)</p>

工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、  
一級及び二級仕上げ（治工具仕上げ作業、金型  
仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、一級及  
び二級石材施工（石張り作業）、一級及び二級  
酒造（清酒製造作業）、一級及び二級タイル張  
り（タイル張り作業）、一級及び二級表装（壁  
装作業）並びに一級及び二級フラワー装飾（フ  
ラワー装飾作業）

(二) 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

(三) 手数料

奈良県手数料条例で定める額とします。

三 受検申請の手続

1 提出書類等

- (一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」といいます。）
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (三) 手数料

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 郵便番号六三〇一八二二三 奈良市登大路町三八番地の一 奈良県中小企

業会館二階

電話 〇七四二（二四）四一二七

3 受付期間

平成三十年四月四日（水）から同月十七日（火）まで

4 受検申請に関する注意

- (一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- (二) 申請書の用紙及び受検案内は、奈良県職業能力開発協会等で配布します。
- (三) 申請書を郵送する場合は、必ず現金書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申

「請書在中」と朱書してください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面又はその写しを同封してください。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

#### 四 合格の発表等

##### 1 技能検定合格者の発表

平成三十年九月二十八日（金）に、合格者の受検番号を県庁前掲示場に掲示します。ただし、同年七月十五日（日）に学科試験を実施する職種については、同年八月三十一日（金）に、合格者の受検番号を県庁前掲示場に掲示します。

##### 2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発協会から平成三十年九月二十八日付けの書面で通知されます。ただし、同年七月十五日（日）に学科試験を実施する職種については、同年八月三十一日付けの書面で通知されます。

##### 3 技能検定合格証書等の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

#### 五 その他

技能検定について不明な点は、奈良県産業・雇用振興部雇用政策課又は奈良県職業能力開発協会までお問い合わせください。